

亀岡市の給与・定員管理等について（平成19年度版）

1 総括

(1) 人件費の状況（平成18年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の 人件費率
93,999 人	29,944,494 千円	415,210 千円	5,614,263 千円	18.7%	18.7%

(注) 住民基本台帳人口は、平成19年3月31日現在のものです。

(2) 職員給与費の状況（平成18年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	(参考) 一般市類型 -1 平均1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
575 人	2,157,916 千円	546,596 千円	930,652 千円	3,635,164 千円	6,322 千円	6,333 千円

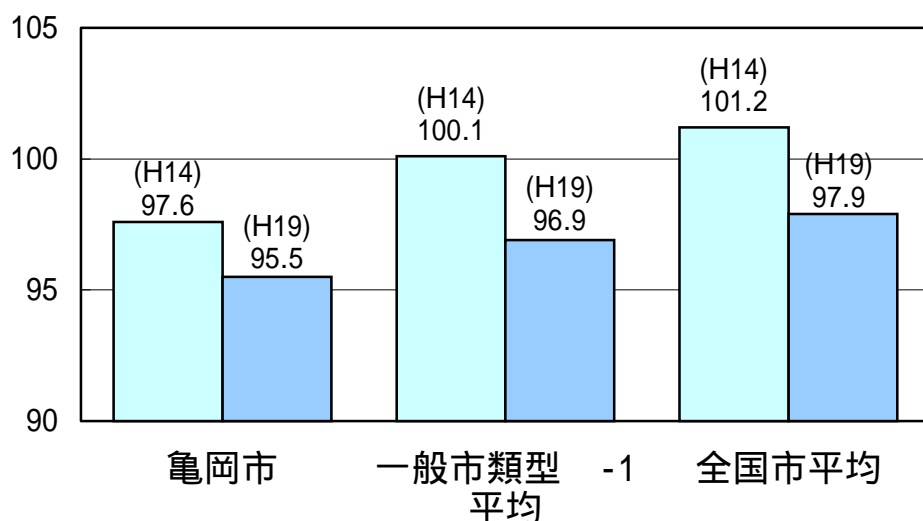
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、普通会計に属する職員（平成18年4月1日現在）の人数です。

(3) 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

削減項目	削減内容	削減期間	削減効果額
管理職手当削減 (課長級以上)	部長級 7% 減 次・課長級 5% 減	平成14年4月1日 から当分の間	年間約 3,000 千円
昇給抑制 (一般職)	4年間で4号給抑制	平成18~21年度	年間約 53,000 千円 (制度完成時)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(参考)地域手当補正後ラスパイレス指数(平成19年4月1日現在) 101.1

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 2 一般市類型 -1平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(平成19年4月1日現在における亀岡市の支給率と国基準の支給率により算出したものです。)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
亀岡市	43.5歳	335,909円	417,442円	392,428円
京都府	44.1歳	363,814円	463,915円	423,409円
国	40.7歳	325,724円	-	383,541円
一般市類型 -1	43.8歳	343,951円	408,150円	376,934円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)
亀岡市	56.4歳	22人	335,545円	382,327円	368,920円
うち用務員作業員	56.0歳	16人	333,381円	373,004円	367,091円
うち保育所調理師	56.5歳	4人	322,150円	355,177円	351,177円
うち上記職種以外	58.6歳	2人	379,650円	511,212円	419,042円
京都府	50.4歳	663人	360,548円	434,445円	410,048円
国	48.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円
一般市類型 -1	48.0歳	63人	313,225円	346,246円	330,862円

(上表の続き)

民間			(参考) A / B
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
-	-	-	-
用務員	53.9歳	227,200円	1.64
調理師	39.8歳	287,700円	1.23
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

(参考)

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C / D
亀岡市	-	-	-
うち用務員作業員	6,172,918 円	3,284,300 円	1.88
うち保育所調理師	5,865,097 円	3,813,600 円	1.54
うち上記職種以外	-	-	-

- 1 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ヶ年平均です。)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
亀岡市	42.1 歳	316,840 円	358,256 円	358,256 円
京都府	44.3 歳	391,443 円	469,777 円	-
一般市類型 -1	44.4 歳	348,004 円	372,712 円	-

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分		亀岡市	京都府	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	176,800 円	170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	-	140,600 円	135,600 円
	中学卒	-	-	127,700 円
小中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	-	197,400 円	-
	高校卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

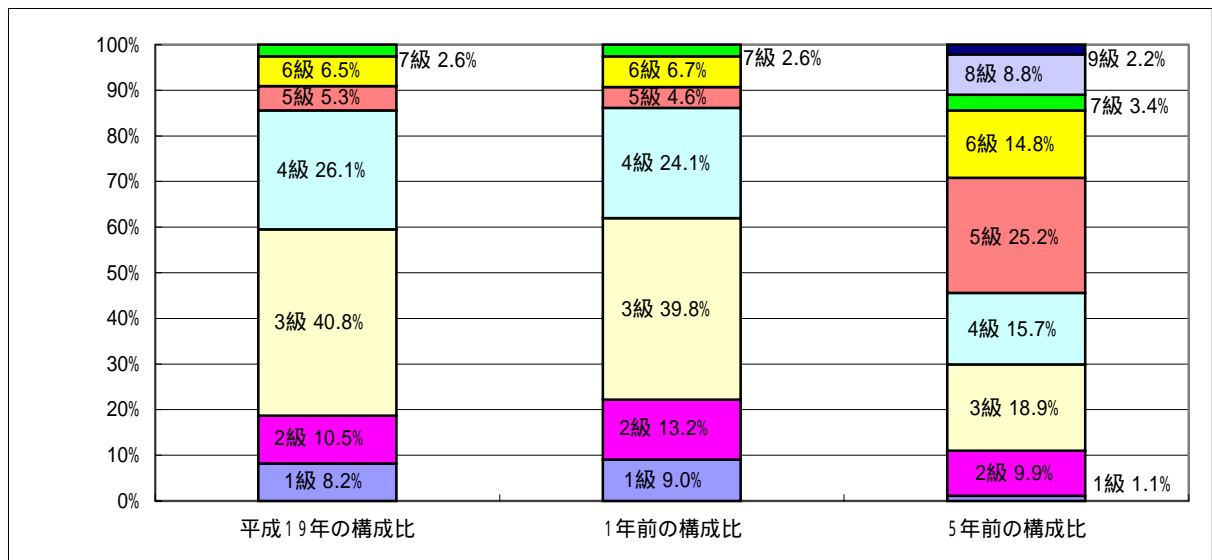
区分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	265,700 円	300,178 円	340,533 円
	高校卒	235,700 円	274,633 円	307,733 円
技能労務職	高校卒	-	-	272,500 円
	中学卒	-	-	-
小中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	-	-	-
	高校卒	-	-	-

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	11 人	2.6 %
6 級	次長・課長	27 人	6.5 %
5 級	課長	22 人	5.3 %
4 級	課長補佐	109 人	26.1 %
3 級	係長・主任	170 人	40.8 %
2 級	主査	44 人	10.5 %
1 級	主事・主事補	34 人	8.2 %

- (注) 1 亀岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年度に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して昇給日前1年の勤務状況について、勤務評価を実施しています。

平成20年1月1日の昇給においては、勤務評価の結果を踏まえた総合判定により、勤務状況が良好でないと判定された者の昇給号数を2号給以下としています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成19年4月1日現在）

区分	亀岡市		京都府		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00月分 (1.60月分)	1.45月分 (0.75月分)	3.00月分 (1.60月分)	1.45月分 (0.75月分)	3.00月分 (1.60月分)	1.45月分 (0.75月分)
1人当たり 平均支給額	1,648千円		1,978千円		-	
加算措置	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算5～15%		職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10%,20%		職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 1人当たり平均支給額は、平成18年度に支給された平均額です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して昇給日前1年の勤務状況について、勤務評価を実施しています。
平成19年6月期及び12月期の勤勉手当の支給においては、基準日前6ヶ月の勤務状況が良好と認められない者の調整率を良好に勤務した者の80/100以内としています。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

区分	亀岡市		国	
	自己都合	勤奨定年	自己都合	勤奨定年
(支給率)				
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
1人当たり 平均支給額	7,280千円		24,666千円	
加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%) 調整額加算(退職事由、職務の級等による) 退職時特別昇給：無		定年前早期退職特例措置(2～20%) 調整額加算(退職事由、職務の級等による)	

(注) 1人当たり平均支給額は、平成18年度の退職職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)	191,906千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	325,264円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
亀岡市	8%	570人	2%

(参考) 平成22年度の国の制度完成時

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
亀岡市	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。亀岡市では、支給率を段階的に引き下げ、平成21年度に制度が完成します。(平成20年度7%、平成21年度から6%)

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		2,236千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		69,875円	
職員全体に占める手当支給職員割合(18年度)		5.4%	
手当の種類(手当数)		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務等従事手当	土地、家屋等の物件調査、市税等の徴収事務の従事職員	土地、家屋等の物件調査、市税等の徴収	日額150~200円 月額2,500円(常時) 物件の差押さえ等 1件500円
感染症防疫作業従事手当	感染症患者の救護、感染症病原体附着物件の処理等の従事職員	感染症患者の救護、感染症病原体附着物件の処理作業等	日額1,000円以内
行旅病人護送等従事手当	行旅病人の護送作業等の従事職員	行旅病人の護送作業等	1件3,000円以内
火葬従事手当	火葬業務の従事職員	火葬場での火葬業務	1件500円以内
社会福祉業務従事手当	福祉事務所勤務で現業を行う社会福祉主事の職員	福祉事務所での現業を行う社会福祉主事の業務	月額3,000円以内
建設用重機械運転従事手当	建設用重機械の運転作業の従事職員	建設用重機械の運転作業	日額400円以内
清掃関係業務従事手当	清掃関係業務の従事職員	清掃施設の点検、ごみ収集運搬	日額500円 月額7,000円(常時)
犬、ねこ等の死体収集作業従事手当	犬、ねこ等の死体収集作業の従事職員	犬、ねこ等の死体収集作業	1件500円以内
特殊機械操作業務従事手当	ボイラー取扱作業主任業務の従事職員	ボイラー取扱作業主任業務	月額1,500円以内
用地交渉従事手当	土地取得等交渉の従事職員	土地取得等の交渉	日額300円以内

(注) 自動車学校の閉校により、自動車学校技能指導等従事手当を廃止しています。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	105,903千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	207,653円
支給実績(17年度決算)	126,533千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	262,517円

(6)その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し月額支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の親族 各 6,000 円 配偶者がいない場合 ・1人分のみ 11,000 円 扶養親族でない配偶者がいる場合 ・1人分のみ 6,500 円 16~22歳の扶養親族 ・各 5,000 円加算	同	-	79,964 千円	259,623 円
住居手当	自ら居住する住宅を借受け家賃を支払っている職員又は所有する職員に対し月額支給 ・借家(家賃額による) 最高 27,000 円 ・持家(新築5年間) 3,500 円 ・持家(上記以降) 2,000 円	異	(国の制度) ・持家(新築5年間) 2,500 円 ・持家(上記以降) 支給なし	26,257 千円	50,397 円
通勤手当	通勤費用を直接負担する職員に対し月額支給 ・交通機関等 1月定期券基準 ・交通用具等(距離制) 最高 20,900 円/月	異	(国の制度) ・交通機関等 6月定期券基準 ・交通用具等(距離制) 最高 24,500 円/月	61,163 千円	107,871 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職でその職務の特殊性に基づき月額支給 ・職務の級、職区分による定額制 特例的に上記の額から部長級 7%、次・課長級 5%を減額して支給	異	(国の制度) 削減措置なし	62,332 千円	779,150 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務を命じられ勤務した職員に対し支給 ・1時間当たりの給与額の 135/100×時間数	同	-	3,426 千円	24,647 円

管理 職員 特別 勤務 手当	臨時又は緊急の必要により休日等に勤務した管理職員に対し支給 ・ 8,000 円 / 勤務 以内 (職務の級による) 6 時間 / 勤務の場合は上記の 150/100	同	-	0 千円	0 円
----------------------------	---	---	---	------	-----

5 特別職の報酬等の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等	(参考) 一般市類型 -1 における最高額 / 最低額
給料	市長	995,000 円 / 月	1,089,000 円 / 616,000 円
	副市長	795,000 円 / 月	895,000 円 / 550,800 円
報酬	議長	560,000 円	690,000 円 / 269,000 円
	副議長	490,000 円	620,000 円 / 228,000 円
	議員	440,000 円	560,000 円 / 213,000 円
期末手当	市長 副市長	(支給割合) 3.35 月分	
	議長 副議長 議員	(支給割合) 3.35 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 99.5 万円 × 在職年数 × 600/100	(1 期の手当額) 2388 万円 (支給時期) 任期毎
	副市長	79.5 万円 × 在職年数 × 350/100	1113 万円 任期毎
備考	市長及び副市長に地域手当(給料月額の 8%)支給 副市長に通勤手当支給(市長支給なし)		

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、平成 19 年 4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年 = 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

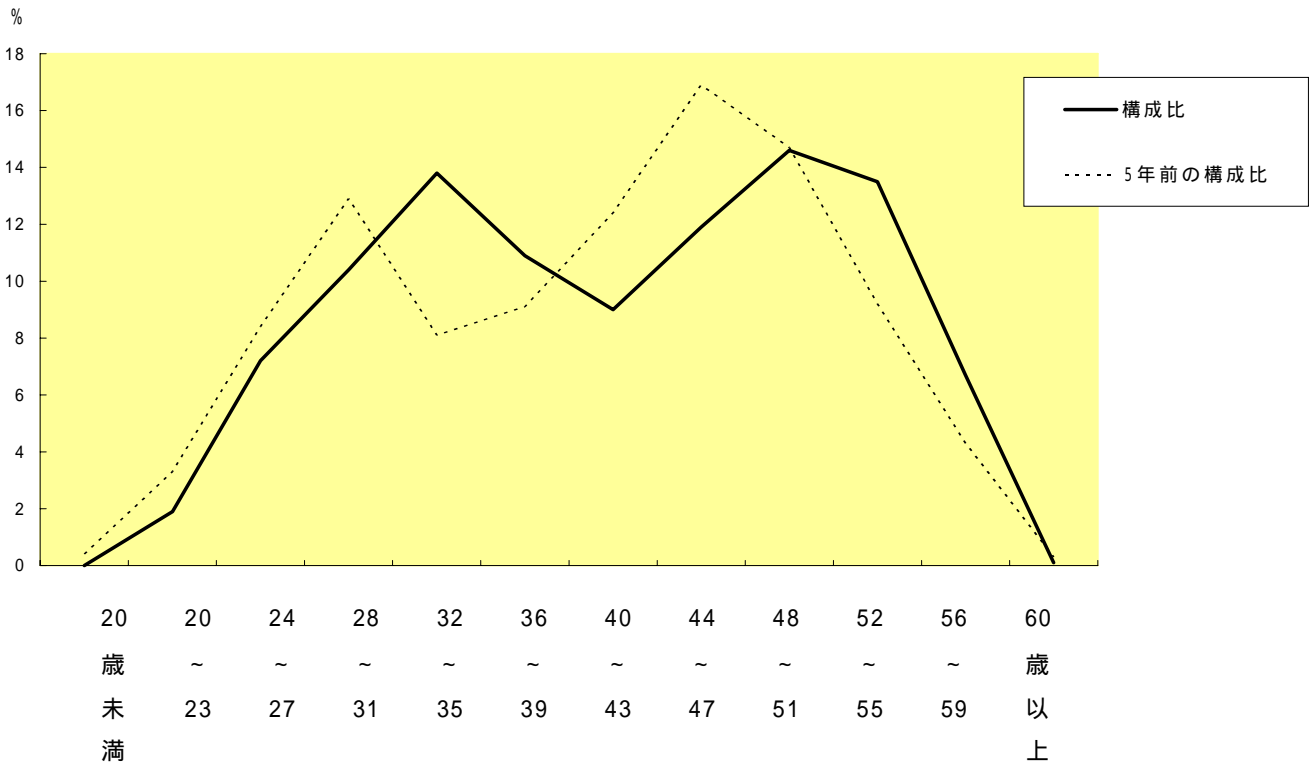
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門		区分	職員数			主な増減理由
			平成 18 年	平成 19 年	増減	
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	7 人	7 人	0 人	
		総務	109 人	109 人	0 人	
		税務	37 人	37 人	0 人	
		民生	159 人	157 人	2 人	嘱託化等
		衛生	52 人	48 人	4 人	職員派遣減及び事務事業統廃合等
		労働	-	-	-	
		農林水産	37 人	35 人	2 人	事務事業縮小等
		商工	18 人	9 人	9 人	事務事業統廃合等
		土木	73 人	71 人	2 人	事務事業統廃合等
	計	492 人	473 人	19 人	(参考)人口1万人当たり職員数 50.32 人 一般市類型 -1人口1万人当たり職員数 61.85 人	
	教育部門	84 人	82 人	2 人	事務の効率化等	
	消防部門	-	-	-		
	小計	576 人	555 人	21 人	(参考)人口1万人当たり職員数 59.04 人 一般市類型 -1人口1万人当たり職員数 84.04 人	
公営 企業 部門	病院	103 人	102 人	1 人	欠員	
	水道	36 人	34 人	2 人	業務減等	
	交通	-	-	-		
	下水道	24 人	25 人	1 人	下水道建設業務増	
	その他	24 人	24 人	0 人		
	小計	187 人	185 人	2 人		
合計		763 人 [887 人]	740 人 [838 人]	23 人 [49 人]	(参考)人口1万人当たり職員数 78.72 人	

- (注) 1 職員数は一般職（教育長を含み、臨時・非常勤職員は含みません。）に属する職員数です。
- 2 []内は、条例定数の合計です。なお、平成19年4月1日に条例を改正しています。
- 3 公営企業部門「水道」の職員数は、上水道事業会計（平成18年28人、平成19年26人）の職員を含む水道関係事業に従事する職員数です。また、公営企業部門「下水道」の職員数は、下水道事業会計（平成18年19人、平成19年20人）を含む下水道関係事業に従事する職員数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	14人	53人	77人	102人	80人	67人	88人	108人	100人	50人	1人	740人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

(集中改革プラン)

部門	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政部門	504人	463人	41人	8.1%
教育部門	87人	82人	5人	5.7%
公営企業部門	187人	186人	1人	0.5%
合計	778人	731人	47人	6.0%

(参考) 新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第4次定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率) (3) (集中改革プラン)と同様

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

区分		平成 17 年 計画始期	平成 18 年 1 年目	平成 19 年 2 年目		平成 17～19 年 計	数値目標
一般行政 部門	職員数	504 人	492 人	473 人		-	463 人
	増減		12 人	19 人		31 人 (75.6%)	41 人
教育部門	職員数	87 人	84 人	82 人		-	82 人
	増減		3 人	2 人		5 人 (100.0%)	5 人
消防部門	職員数	-	-	-		-	-
	増減		-	-		-	-
公営企業 部門	職員数	187 人	187 人	185 人		-	186 人
	増減		0 人	2 人		2 人 (200.0%)	1 人
計	職員数	778 人	763 人	740 人		-	731 人
	増減		15 人	23 人		38 人 (80.9%)	47 人

- (注) 1 計画期間は、平成 17 年～22 年の 5 年間です。
- 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
- 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

職員給与費の状況（平成18年度決算）

ア) 決算

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の 職員給与費比率
1,123,177 千円	1,805 千円	241,119 千円	21.5%	20.5%

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	市町村平均 1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
28 人	109,592 千円	29,141 千円	47,930 千円	186,663 千円	6,667 千円	6,895 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ) 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

削減項目	削減内容	削減期間
管理職手当削減（課長級以上）	部長級 7% 減 次・課長級 5% 減	平成14年4月1日から当分の間
昇給抑制（一般職）	4年間で4号給抑制	平成18～21年度

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	47.0 歳	370,841 円	555,219 円
団体平均	45.3 歳	375,666 円	572,943 円
事業者	-	-	-

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア) 期末手当・勤勉手当（平成19年4月1日現在）

区分	亀岡市		亀岡市(一般行政職等)		団体平均	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00 月分	1.45 月分	3.00 月分	1.45 月分		
1人当たり 平均支給額	1,712 千円		1,648 千円		1,785 千円	
加算措置	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			

- (注) 1人当たり平均支給額は、平成18年度に支給された平均額です。

イ) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

区分	亀岡市		亀岡市(一般行政職等)		団体平均	
	自己都合	勸奨定年	自己都合	勸奨定年	自己都合	勸奨定年
(支給率)						
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分		
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分		
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分		
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分		
1人当たり平均支給額	14,448千円		20,714千円		16,217千円	
加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%) 調整額加算 退職時特別昇給:無		定年前早期退職特例措置(2~20%) 調整額加算 退職時特別昇給:無			

(注) 1人当たり平均支給額は、平成18年度の退職職員(自己都合又は勸奨定年の事由によるもの)に支給された平均額です。

ウ) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	9,520千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	340,000円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
亀岡市	8%	26人	8%

(参考) 平成22年度の国の制度完成時

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
亀岡市	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。亀岡市では、支給率を段階的に引き下げ、平成21年度に制度が完成します。(平成20年度7%、平成21年度から6%)

エ) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	61千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	2,905円		
職員全体に占める手当支給職員割合(18年度)	75.0%		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道料金等滞納整理従事手当	水道料金等滞納整理の従事職員	水道料金等の滞納整理業務	日額150円 月額2,500円(常時) 物件の差押さえ等 1件500円
用地交渉従事手当	土地取得等交渉の従事職員	土地取得等の交渉	日額300円
危険不快作業従事手当	著しく危険、不快な作業の従事職員	著しく危険、不快な作業	日額200円

オ) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	5,966千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	284,095円
支給実績(17年度決算)	7,514千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	326,696円

(注) 休日勤務手当を含んでいます。

カ) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 一般行政職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度 と同じ	-	5,491千円	261,476円
住居手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,214千円	48,560円
通勤手当	一般行政職の制度 と同じ	-	2,898千円	107,333円
管理職手当	一般行政職の制度 と同じ	-	3,882千円	554,571円
管理職員特別勤務 手当	一般行政職の制度 と同じ	-	0千円	0円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標 (集中改革プラン)

部門/事業	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
公営企業部門 上下水道事業	60人	59人	1人	1.7%

(参考) 新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第4次定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率) ア)(集中改革プラン)と同様

イ) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

区分 部門/事業	平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成17～19年 計	数値目標
	公営企業部門 職員数	60人	60人		
上下水道事業 増減		0人	1人	1人(100.0%)	1人

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

(2) 下水道事業

職員給与費の状況（平成18年度決算）

ア) 決算

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の 職員給与費比率
1,925,780 千円	384,854 千円	182,783 千円	9.5%	8.8%

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	市町村平均 1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
19 人	73,969 千円	18,816 千円	32,723 千円	125,508 千円	6,606 千円	6,866 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ) 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

削減項目	削減内容	削減期間
管理職手当削減（課長級以上）	部長級 7% 減 次・課長級 5% 減	平成14年4月1日から当分の間
昇給抑制（一般職）	4年間で4号給抑制	平成18～21年度

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
亀岡市	42.2 歳	365,078 円	550,475 円
団体平均	44.4 歳	373,334 円	571,401 円
事業者	-	-	-

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア) 期末手当・勤勉手当（平成19年4月1日現在）

区分	亀岡市		亀岡市(一般行政職等)		団体平均	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00 月分	1.45 月分	3.00 月分	1.45 月分		
1人当たり 平均支給額	1,722 千円		1,648 千円		1,766 千円	
加算措置	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の 級等による加算措置 ・役職加算 5～15%			

- (注) 1人当たり平均支給額は、平成18年度に支給された平均額です。

イ) 退職手当 (平成19年4月1日現在)

区分	亀岡市		亀岡市(一般行政職等)		団体平均	
	自己都合	勸奨定年	自己都合	勸奨定年	自己都合	勸奨定年
(支給率)						
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分		
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分		
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分		
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分		
1人当たり 平均支給額	798千円		20,714千円		13,309千円	
加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%) 調整額加算 退職時特別昇給:無		定年前早期退職特例措置(2~20%) 調整額加算 退職時特別昇給:無			

(注) 1人当たり平均支給額は、平成16~18年度の退職職員(自己都合又は勸奨定年の事由によるもの)に支給された平均額です。

ウ) 地域手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	6,279千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	330,474円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
亀岡市	8%	20人	8%

(参考) 平成22年度の国の制度完成時

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
亀岡市	6%	6%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。亀岡市では、支給率を段階的に引き下げ、平成21年度に制度が完成します。(平成20年度7%、平成21年度から6%)

エ) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	44千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	3,385円		
職員全体に占める手当支給職員割合(18年度)	68.4%		
手当の種類(手当数)	3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
水道料金等滞納整理 従事手当	水道料金等滞納整理 の従事職員	水道料金等の滞納整 理業務	日額150円 月額2,500円(常時) 物件の差押さえ等 1件500円
用地交渉従事手当	土地取得等交渉の従 事職員	土地取得等の交渉	日額300円
危険不快作業従事手 当	著しく危険、不快な作 業の従事職員	著しく危険、不快な作 業	日額200円

オ) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	4,844千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	284,941円
支給実績(17年度決算)	4,009千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	235,824円

(注) 休日勤務手当を含んでいます。

カ) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 一般行政職の制度 との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度 と同じ	-	2,990千円	230,000円
住居手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,236千円	77,250円
通勤手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,898千円	99,895円
管理職手当	一般行政職の制度 と同じ	-	1,526千円	763,000円
管理職員特別勤務 手当	一般行政職の制度 と同じ	-	0千円	0円

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア) 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標 (集中改革プラン)

部門/事業	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
公営企業部門 上下水道事業	60人	59人	1人	1.7%

(参考) 新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第4次定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率) ア)(集中改革プラン)と同様

イ) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

区分 部門/事業	平成17年 計画始期	平成18年 1年目	平成19年 2年目	平成17～19年	
				計	数値目標
公営企業部門 職員数	60人	60人	59人	-	59人
上下水道事業 増減		0人	1人	1人(100.0%)	1人

(注) 1 計画期間は、平成17年～22年の5年間です。

2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

(3) 病院事業

職員給与費の状況（平成18年度決算）

ア) 決算

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の 職員給与費比率
1,895,751 千円	125,592 千円	816,512 千円	43.1%	42.6%

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A	市町村平均 1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
101 人	389,903 千円	159,811 千円	148,627 千円	698,341 千円	6,914 千円	6,984 千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成19年3月31日現在の人数です。

イ) 特記事項 現在の厳しい財政状況を考慮し、給与の削減措置を行っています。

削減項目	削減内容	削減期間
管理職手当削減（課長級以上）	部長級 7% 減 次・課長級 5% 減	平成14年4月1日から当分の間
昇給抑制（一般職）	4年間で4号給抑制	平成18～21年度

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
亀岡市	医師	42.6 歳	525,787 円	1,192,397 円
	看護師	32.3 歳	283,894 円	439,530 円
	事務職員	40.7 歳	365,303 円	604,085 円
	医療技術職員	34.8 歳	285,317 円	468,716 円
団体平均	医師	43.0 歳	564,908 円	1,294,193 円
	看護師	37.0 歳	293,387 円	473,921 円
	事務職員	44.2 歳	356,684 円	552,044 円
	医療技術職員	-	-	-
事業者	-	-	-	

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア) 期末手当・勤勉手当(平成19年4月1日現在)

区分	亀岡市		亀岡市(一般行政職等)		団体平均	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	3.00月分	1.45月分	3.00月分	1.45月分		
1人当たり平均支給額	1,457千円		1,648千円		1,559千円	
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%			

(注) 1人当たり平均支給額は、平成18年度に支給された平均額です。

イ) 退職手当(平成19年4月1日現在)

区分	亀岡市		亀岡市(一般行政職等)		団体平均	
	自己都合	勤奨定年	自己都合	勤奨定年	自己都合	勤奨定年
(支給率)						
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分		
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分		
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分		
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分		
1人当たり平均支給額	7,560千円		20,714千円		6,106千円	
加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%) 調整額加算 退職時特別昇給:無		定年前早期退職特例措置(2~20%) 調整額加算 退職時特別昇給:無			

(注) 1人当たり平均支給額は、平成18年度の退職職員(自己都合又は勤奨定年の事由によるもの)に支給された平均額です。

ウ) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	31,388千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	307,721円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
亀岡市	8%(医師以外)	90人	8%
	12%(医師)	12人	-

(参考) 平成22年度の国の制度完成時

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
亀岡市	6%(医師以外)	6%
	15%(医師)	-

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

工) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		26,262千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		320,267円	
職員全体に占める手当支給職員割合(18年度)		78.8%	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線取扱作業手当	放射線作業に従事した職員 (診療放射線技師等)	診療放射線業務	日額 250円 月額 5,000円(常時)
夜間看護手当	深夜(22:00~翌5:00)において行われる看護等の業務に従事した職員(看護師等)	深夜病棟勤務の業務	1回 6,800円 深夜の一部の場合 4時間以上1回 3,300円 2~4時間 1回 2,900円 2時間未満1回 2,000円
自宅待機手当	救急診療等のため自宅待機を命じられた職員(医師等)	診療オンコール自宅待機業務	1回 2,500円以内
医師手当	診療業務に従事した医師	医師の診療業務	月額 180,000円、 150,000円、130,000円 90,000円、80,000円

オ) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	35,504千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	362,283円
支給実績(17年度決算)	39,087千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	411,445円

(注) 休日勤務手当を含んでいます。

カ) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	-	7,780千円	243,137円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	-	12,714千円	131,068円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	-	11,643千円	116,434円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	-	5,322千円	887,048円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	-	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務に係る手当 ・医師1回 20,000円 (外来患者の救急診療、緊急手術対応 20,000円加算) ・医師以外の医療職職員 1回 8,000円	医療職職員の当直業務に対して支給	35,468千円	1,418,720円

初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に係る手当 ・月額 216,000 円以内 (採用の日から 35 年以内の期間)	医師に対して支給	32,898 千円	2,741,475 円
---------	---	----------	-----------	-------------

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア) 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標 (集中改革プラン)

部門/事業	平成 17 年 4 月 1 日 職員数	平成 22 年 4 月 1 日 職員数	純減数	純減率
公営企業部門 病院事業	104 人	103 人	1 人	1.0%

(参考) 新亀岡市行財政改革大綱〔改定版〕・第 4 次定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率) ア)(集中改革プラン)と同様

イ) 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年 4 月 1 日現在)

部門/事業	区分	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 17～19 年 計	数値目標
		計画始期	1 年目	2 年目		
公営企業部門 病院事業	職員数	104 人	103 人	102 人	-	103 人
	増減		1 人	1 人	2 人(200.0%)	1 人

- (注) 1 計画期間は、平成 17 年～22 年の 5 年間です。
 2 ()内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。